

保養所「シーサイドいすたが」及び「ホテル日航立川 東京」(共済会館)
に係る招待券の有効期限の延長について（令和4年3月30日更新）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため施設の利用や都道府県間の異動が制限される状況が続き、有効期限までに使用することが困難であったため、下記のとおり有効期限を延長いたします。

◆延長期間

・令和2年4月1日～令和5年3月30日の間に有効期限を迎える下表の招待券については、その有効期限をすべて令和5年3月31日までとし、令和5年3月31日以降に有効期限を迎えるものについては、券に記載されている有効期限のとおりとします。

※施設共通利用券等の各種利用券の有効期限の延長については令和4年3月31日までとなります。

有効期限	延長後の有効期限
令和2年4月1日～ 令和5年3月30日	令和5年3月31日
令和5年3月31日～	延長なし (記載されている有効期限のとおり)

◆対象となる招待券

施設招待券



宿泊招待券



お問い合わせ
施設課 施設担当 042-528-2195